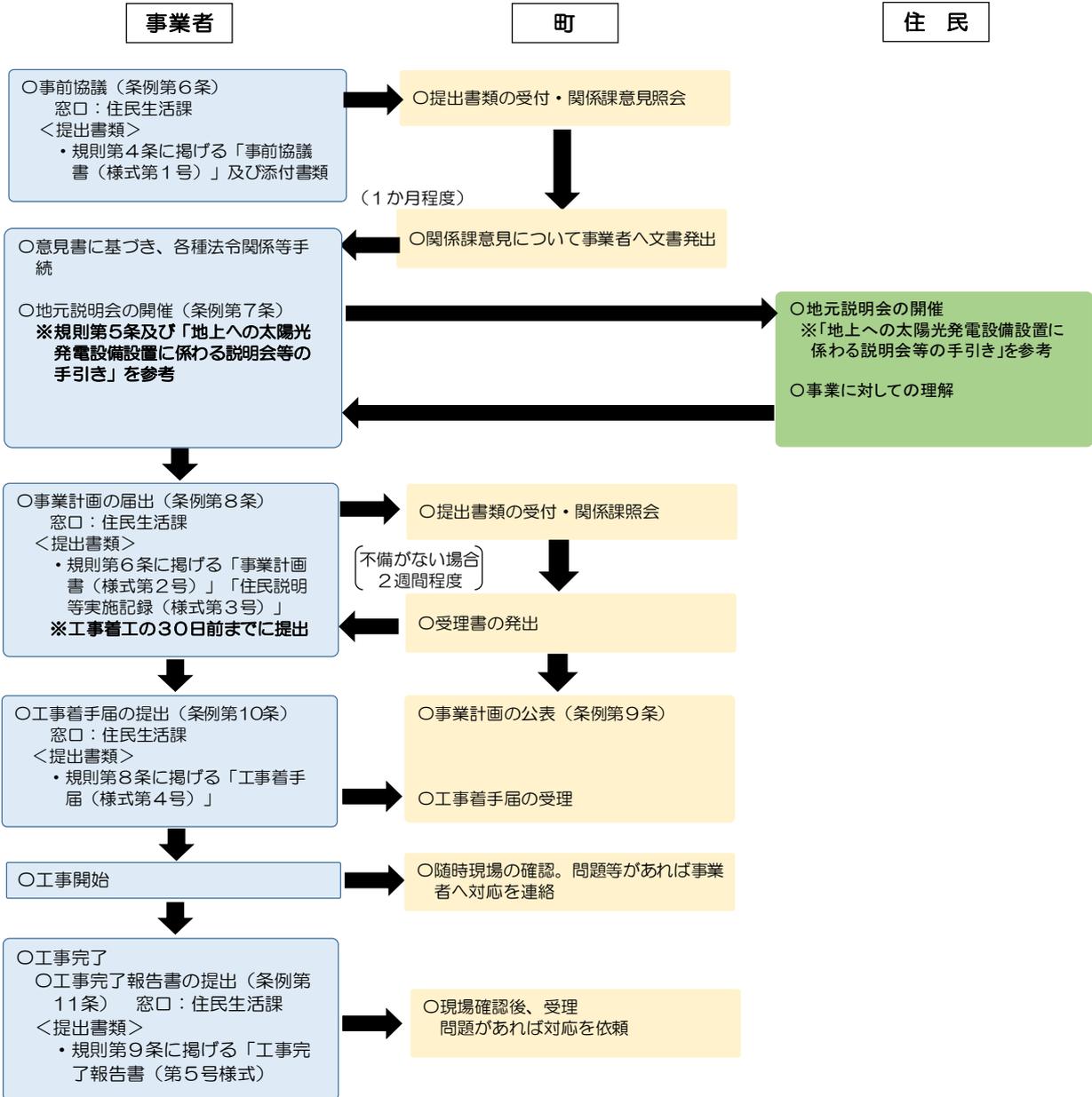


古座川町太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例にかかる手続きフロー図

※対象は50Kw未満（屋根等への設置は除く。）です。50Kw以上の場合は、「和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」の対象となります。



随時

- 事業変更（条例第12条）
＜提出書類＞
・規則第10条に掲げる「変更協議申請書（様式第6号）」及び変更箇所が分かる添付書類
 - 事業廃止届（条例第13条）
＜添付書類＞
・規則第11条に掲げる「廃止届（様式第7号）」
- 窓口：ともに住民生活課